

# 大伴旅人「日本琴の歌」の趣向について

——冒頭部分を中心として——

廣川晶輝

## 一 はじめに

本稿で論じる作品を次に掲げる。<sup>(1)</sup>

大伴淡等謹状

梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝

此琴夢化「娘子」曰 余託「根遥嶋之崇巒」 晞「幹九陽之休光」 長帶「烟霞」道

遥山川之阿「遠望風波」出「入鷹木之間」 唯恐「百年之後」 空朽「溝壑」 偶

遭「良匠割為小琴」 不「顧質麁音少」 恒希「君子左琴」 即歌曰

いかにあらむ 日の時にかも 音知らむ 人の膝の上 我が枕かむ (5・八一〇)

僕報「詩詠」曰

言問はぬ 木にはありとも うるはしき 君が手馴れの 琴にしあるべし (5・八一)

琴娘子答曰

敬奉「德音」 幸甚々々 片時覺 即感於夢言 慨然不「得止黙」 故附「公使」

聊以進御耳 謹狀不具

天平元年十月七日附使進上

謹通 中衛高明閣下 謹空

跪承「芳音」 嘉懼交深 乃知 龍門之恩復厚 蓬身之上 戀望殊念 常心百倍

(一)

謹和「白雲之什」以奏「野鄙之歌」 房前謹狀

言問はぬ 木にもありとも 我が背子が 手馴れの御琴 地に置かめやも (5・八一)

十一月八日 附「還使大監」

謹通 尊門 記室

「大伴淡等謹狀」「謹通 中衛高明閣下 謹空」とあり、また「房前謹狀」「謹通

尊門 記室」とあることから明瞭なように、右の一連は、大宰府の大伴旅人と都の

藤原房前との間の、歌を含んだ書簡によるやりとりである。

研究史においては、左の系図、

中臣（藤原）鎌足——藤原不比等

房前（北家）

宇合（式家）

麻呂（京家）

宮子（文武天皇妃、聖武天皇母）

安宿媛（聖武天皇皇后、光明子）

における藤原房前の位置をふまえ、大伴旅人が藤原房前に対して都帰還を願う寓意を込めた点を見出そうとする論や、大伴氏と藤原氏との対立という表面的な見取り図ではなく、旅人と房前との間でどのような政治的関わりが確保されていたのかの証左を求めようとする論などが提出されて来た。

また、この一連の書簡の表現には漢籍からの多くの影響が指摘され、いわゆる出典論が展開されている。例えば、古沢未知男氏「淡等謹状（万葉）と琴賦（文選）」<sup>3</sup>や、小島憲之氏「遊仙窟の投げた影」<sup>4</sup>である。

ところで、伊藤博氏『萬葉集積注三』<sup>5</sup>が、「書状でありながら作品になっている」と指摘している意義は大きいであろう。「作品」と見なすこの指摘にならない、本稿としては、どのような政治的な関わりがあったのかなどの歴史的事実・政治状況等の考察に向かうのではなく、また、単に漢籍の出典論に止まるのではなく、『万葉集』というテキストに載っている「作品」として扱ったうえで、「作品」としてのどのような趣向が布置されているのかの分析を目指したい。なお、この趣向という術語は、早くに金子元臣氏『万葉集評釈第三冊』<sup>6</sup>が、

これを奈良京にゐる知人藤原房前に贈らうとしたが、それには何か「趣向」と思ひ付いたのが、この琴が娘子に化つて夢中に現れての問答なのである。（傍線、廣川）

と用い、また、日本古典文学全集版『万葉集二』<sup>7</sup>が、

琴を藤原房前に贈るにあたって趣向を凝らし、……（傍線、廣川）  
とも用いているように、大伴旅人の作品を論じる上で広く認められている術語である。

## 二 「梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝」に見られる趣向について

小島憲之氏「大伴淡等謹状」<sup>8</sup>は、

書状につけて物品を送附したり献上したりする場合には、その物品をまづ最初に挙げるのが一般である。

と述べる。その指摘に従えば、大宰府の大伴旅人から都の藤原房前に桐の琴が送られ贈呈される際の書状の冒頭部分に、「梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝」と記されていたことになる。

また、この記述の直後には「此琴……」とある。同様の記述としては、

……即以「此獸」獻「上御在所」副歌一首……（6・一〇二八題詞）

がある。これは、何かを献上・贈呈する時、そのものを指していることが明瞭である。当該例も、都の藤原房前に日本琴を贈る時に、その琴を指していることになる。

大宰府の大伴旅人から都の藤原房前に送られ贈呈されたのは、桐で作られた「日本琴」であった。書簡の「此琴」という表現は、書簡を送る時には、眼前のその琴を指し示している表現であるわけだが、受け取った時には、受け取る側も眼前に琴がありその琴を指し示しているその書簡を享受する体裁をとる。この点から言えば、

梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝

此琴……

というあり方はきわめて、実用的な書状の形式ということになる。しかし、いま右に見た「此琴……」のすぐ後には、「夢化」娘子曰とあり、琴が夢の中で娘子に化けて言葉が発したと語られる。そもそも、「娘子」は、虚構を盛り込む器ともいうべき表現である。橋本四郎氏「幫間歌人佐伯赤麻呂と娘子の歌」<sup>9</sup>は、『万葉集』卷3・四〇四〜四〇六番歌（譬喩歌）<sup>10</sup>の、

娘子報 佐伯宿祢赤麻呂贈歌一首

ちはやぶる 神の社し なかりせば 春日の野辺に 粟蒔かましを（3・四〇

四）

佐伯宿祢赤麻呂更贈歌一首

春日野に 粟蒔けりせば 鹿待ちに 繼ぎて行かましを 社し恨めし（3・四

〇五）

娘子復報歌一首

我が祭る 神にはあらず ますらをに つきたる神ぞ よく祭るべし（3・四

〇六）

と、卷4・六二七〜六三〇番歌の、

娘子報 贈佐伯宿祢赤麻呂歌一首

我が手本 まかむと思はむ ますらをは をち水求め 白髪生ひにたり（4・

六二七）

佐伯宿祢赤麻呂和歌一首

白髪生ふる ことは思はず をち水は かにもかくにも 求めて行かむ（4・

六二八)

## 大伴四綱宴席歌一首

なにすとか 使ひの来つる 君をこそ かにもかくにも 待ちかてにすれ (4・六二九)

## 佐伯宿祢赤麻呂歌一首

初花の 散るべきものを 人言の 繁きによりて よどむころかも (4・六三〇)

とを分析した。そして、万葉集に歌三首のみを残す赤麻呂の残りの一首が、大伴四綱の宴席歌六二九番歌を以て六三〇番歌にあることから、関連があるのが自然であると、

二人称者を「君」と呼び、「待つ」と歌うこの歌(六二九番歌のこと。廣川注は、女性を装う立場で歌われている。既述のように、女を装って歌うのは宴席歌の常道である。そのことで列席者の反応を期待したものであろう。巻三の赤麻呂歌群の持つ喜劇性は、宴席における披露を思わせるが、喜劇性において通じあう六二七―八も同様に宴席を場とするものである。明らかに「宴席歌」である四綱の歌と同じ席での歌と見てまず誤りないものと思われる。

と、この「娘子」が宴席歌におけるまったくの虚構であることを喝破した。ここには、虚構の装置としての「娘子」があるのであり、その「娘子」を用いて虚構を創り上げる、そうした趣向が見出せよう。

また、『万葉集』中の「化」の例としては次の例がある。

## 春二月諸大夫等集左少辨巨勢宿奈麻呂朝臣家宴歌一首

海原の 遠き渡りを 遊士の 遊ぶを見むと なづさひぞ来し

## 右一首書白紙懸著屋壁也 題云蓬萊仙媛所化囊籙 為風流秀才之士矣

斯凡客不所望見哉 (6・一〇一六左注)

この左注では、この一〇一六番歌が白紙に書かれて家の壁に掛けられていたと述べられている。ここにも風流な趣向が盛り込まれているわけだが、さらに洒落た趣向として、その歌には、

蓬萊仙媛所化囊籙 為風流秀才之士矣 斯凡客不所望見哉

という題が付けられていたというのである。蓬萊仙媛が化けた囊籙は、「風流秀才之士」のためのものであり、凡客には見えない。見えているあなた方はまさに、「風流秀才之士」ですよ。と述べているのだ。ここには趣向が盛り込まれており、その趣向の中で、蓬萊仙媛が囊籙に「化」することがはたらいっていると見えよう。さて、このように見えてくると、当該作品の、

## 夢化「娘子」曰

にも、虚構の装置として「娘子」があり、夢の中で琴が娘子の姿に化けるというここにこそ、当該作品の趣向の要点がある、と言えよう。

さきほど見たように、

## 梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝

は、一見すると実用的な記述である。しかし、大伴旅人作品には様々な趣向が盛り込まれていることを考え合わせれば、当該作品のこの部分にも、もうすでにある種の趣向が盛り込まれており、我々はそれを読み取ることが求められているかもしれない、ということに意識的でなくてはならないということになるであろう。

それでは、「梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝」の記述を丁寧に行きたい。まず、琴が桐で出来ていることについては、『懷風藻』の次の詩が参照される。

從四位上治部卿境部王 二首(うちの一) 年二十五。

五言 秋夜宴山池一首

對峰傾菊酒 臨水拍桐琴

忘歸待明月 何憂夜漏深

この詩に「桐琴」とあるのを参照すれば、当時、桐の琴があったことがわかる。

次に、「日本琴」の用例を見てみよう。『万葉集』中には、他に、

## 寄日本琴

膝に伏す 玉の小琴の 事なくは いたくこごたく 吾れ恋ひめやも (7・一

三二八 譬喩歌)

の用例がある。この用例は単に、日本風の琴を示す「日本琴」である。また、他に「倭琴」として、

## 詠倭琴

琴取れば 嘆き先立つ けだしくも 琴の下樋に 妻や隠れる(7・一二二九)

右歌二首河原寺之佛堂裏在 倭琴面之(16・三八五〇左注)

がある。だが、ここでは、当該作品の表記「日本琴」の「日本」という記述が関連しある種の趣向を生み出している点を後述する用意があるので、ひとまず用例を確認するにとどめ、「日本」については、後ほど述べることとしたい。

次に、下注の「對馬」についてである。この描かれ方に注目すべき点がある。

『万葉集』中の「對馬」の用例は以下のとおりである。

ありねよし 對馬(つしま)の渡り 海中に 幣取り向けて はや帰り来ね(1・

六二)

うぐひすの 音聞くなへに 梅の花 我家の園に 咲きて散る見ゆ 對馬目高氏

老(5・八四二下注)

右一首長門守巨曾倍對馬朝臣(6・一〇二四左注)

對馬(つしま)の嶺は 下雲あらなふ 可牟の嶺に たなびく雲を 見つつ偲は

も(14・三五一六)

到對馬嶋淺茅浦 舶泊之時不<sub>レ</sub>得 順風 綰停五箇日於<sub>レ</sub>是瞻 望物華 各陳 勵心

作歌三首(15・三六九七題詞)

百船の 泊つる對馬(つしま)の 淺茅山 しぐれの雨に もみたひにけり(15・

三六九七)

右二首對馬娘子名玉槻(15・三七〇五左注)

右以神龜年中大宰府差 筑前國宗像郡之百姓宗形部津麻呂宛 對馬送糧船舵師

也 于<sub>レ</sub>時津麻呂詣<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>滓屋郡志賀村白水郎荒雄之許 語曰 僕有<sub>レ</sub>小事 若疑不<sub>レ</sub>

許歟 荒雄答曰 走雖<sub>レ</sub>異 郡同 船日久 志篤 兄弟 在於<sub>レ</sub>歿死 豈復辭哉

津麻呂曰 府官差<sub>レ</sub>僕宛 對馬送糧船舵師 容齒衰老不堪<sub>レ</sub>海路 故來<sub>レ</sub>祇願

垂<sub>レ</sub>相替 矣 於是荒雄許諾遂從<sub>レ</sub>彼事 自<sub>レ</sub>肥前國松浦縣美祢良久崎 發<sub>レ</sub>船直

射<sub>レ</sub>對馬 渡<sub>レ</sub>海 登時忽<sub>レ</sub>天暗冥暴風交<sub>レ</sub>雨竟無<sub>レ</sub>順風 沈<sub>レ</sub>没海中 焉 因<sub>レ</sub>斯妻子

等不<sub>レ</sub>勝 積慕 裁<sub>レ</sub>作此歌 或云 筑前國守山上憶良臣悲<sub>レ</sub>感妻子之傷 述<sub>レ</sub>志而

作<sub>レ</sub>此歌(16・三八六〇～三八六九左注)

まず、巻6・一〇二四番歌左注の用例は人名であり、巻5・八四一番歌下注の用

例は、對馬国の国司を指す用例、巻15・三七〇五番歌左注の用例は、その對馬国の在地の娘子のことである。また、巻14・三五一六番歌の用例は、對馬の嶺には下雲が無いと歌われている。嶺が高いことを言うのかも知れないが、「可牟の嶺」(所在未詳)にたなびく雲を見つけて家郷を偲ほうと歌われる。

「對馬」が持つ意味を把握するうえで、次に、巻16・三八六〇～三八六九番歌の長い左注を見てみよう。筑前國宗像郡之百姓宗形部津麻呂は、大宰府から「對馬送糧船舵師」に指名されたが、滓屋郡志賀村白水郎荒雄に代わってもらおう。その理由は、「容齒衰老不堪<sub>レ</sub>海路」というものであった。「容齒衰老」には、卑下による過剰な表現の要素も見られようが、「不堪<sub>レ</sub>海路」からは、對馬が海を遠く隔てたところにあるという認識があったことになろう。「渡<sub>レ</sub>海」するには、命の危険を冒す必要があったのである。事実、その任を引き受けてしまった荒雄は、命を落としてしまった。

次に、巻1・六二番歌の用例を見てみよう。題詞に「三野連<sub>名</sub>入唐時春日藏首老作歌」とあり、三野連某(岡麻呂に比定されている)が遣唐使として渡唐する際に、春日藏首老が作ったはなむけの歌であることがわかる。

ありねよし 對馬(つしま)の渡り 海中に 幣取り向けて はや帰り来ね(1・

六二)

この歌に描かれている對馬のありようを辿るためにも、このたびの遣唐使について、しばらく追ってみなくてはならない。

まず、『続日本紀』(大宝元年正月条)<sup>12)</sup>には、

丁酉(二十三日)、以<sub>三</sub>民部尚書直大式粟田朝臣真人<sub>二</sub>為<sub>三</sub>遣唐執節使。

とあり、遣唐執節使として粟田朝臣真人が任命されたことがわかる。この「執節使」

については、森公章氏「大宝度の遣唐使とその意義」<sup>13)</sup>が、

今回の遣使の職階名に関しては、大使の上に執節使が置かれていることも注目される。長い遣唐使の歴史の中でも、大使の上の職階が存したのは、白雉五年

(六五四)二月派遣の押使高向玄理と今回の執節使粟田真人、そして靈龜度の

押使多治比畠守の三例だけである。

と述べていることが参照されよう。この指摘を参照して、大使の上に職階が置かれ



たのが数少なく特殊であること、さらには、執節使が置かれたのは、この大宝度の遣唐使だけであることがわかる。はたして、『続日本紀』（同年五月条）には、

己卯（七日）、入唐使粟田朝臣真人授節刀<sup>一</sup>。

とあり、天皇から入唐使粟田朝臣真人に対して節刀が授けられたと記されている。節刀が授けられたからにはすぐに遣唐使一行は難波津から出立したことであろう。

ところで、この六二番歌は、この歌が収められている『万葉集』巻一の配列から、大宝二年の作であることがわかるのだが、そうすると、右に見た遣唐使出立が大宝元年であることと一見齟齬を来そう。この点、『続日本紀』（大宝二年五月条）には、

乙丑（二十九日）、遣唐使等、去年從筑紫而入海、風浪暴險、不得渡海。

至<sup>レ</sup>是乃發。

とあり、前年の大宝元年に一度出立し大海に乗り出したものの、「風浪暴險」のために海を渡ることができなかったとある。ゆえに、この『万葉集』巻一・六二番歌がこの折りの遣唐使の一員三野連某へのはなむけであったことがわかり、実際の出發の年に合わせる形で大宝二年に配列されていることがわかる。なお、一行の日本への帰着は、『続日本紀』（慶雲元年七月条）に、

秋七月甲申朔、正四位下粟田朝臣真人自唐国至。……

とあることから、執節使粟田朝臣真人が慶雲元年に帰着したことがわかる。

では、次に、この大宝度の遣唐使がとった経路についてである。

森克己氏『遣唐使 増補版』<sup>14</sup>には、「遣唐使入唐路」の図が載り（この図は、前掲日本古典文学全集版『万葉集 二』<sup>15</sup>や、伊藤博氏『万葉集全注 巻第二』<sup>16</sup>）にも掲載されている）、森克己氏前掲書は、

大宝元年（七〇一・長安二）正月、第七次遣唐使粟田真人等の任命が行われ、真人等は翌二年六月筑紫を發航し、南島路經由遣唐使の第一号となったのである

（統紀二）。

と記している。ところで、森氏のようにこの大宝度の遣唐使が南島路經由となるとありねよし 對馬（つしま）の渡り 海中に 幣取り向けて はや帰り来ねと歌う六二番歌の「對馬」は通らないことになるのであり、ここに、矛盾が生じることになる。この矛盾の回避に関連して、例えば、日本古典文学全集版『万葉集

一<sup>17</sup>』は、

この時の遣唐使は新羅との国際関係が悪化していたため、従来の北路をとらず、南路ないしは南島路をとったようである。ただし、この語（對馬の渡り）のこと。廣川注）の使用からこの歌の作者春日老は従来どおり北路をとると思つていたことがわかる。

と述べている。この「従来どおり北路をとると思つていた」という把握は、右に見た矛盾の一応の回避となっている。また、前掲伊藤氏『万葉集全注 巻第二』でも、

古典全集にも注意しているように、これは、老たちが、このたびも従来どおり北路を取るものと決めこんでいたことによるであろう。

と同様の矛盾回避策を提示している。

当該歌で對馬は「ありねよし」という枕詞を冠し讚美されている。あくまで参照として『時代別国語大辞典 上代編』を見れば、

ありねよし 枕詞。對馬<sup>ツシマ</sup>にかかる。對馬の山は朝鮮との往來の海中に目立ってあらわれていて、海路の目じるしとして注意されたのであろう。ヨ、シは詠歎の助詞。

との記述がある。同辞典の「考」の部分には、「在峰<sup>アリツツ</sup>のアリと同じ接頭語で、目に立つ意とすべきであらう。」とも記されている点を考え合わせても、右の『時代別国語大辞典 上代編』の解釈は妥当であると判断できよう。

この六二番歌は、春日蔵首老によって「早帰り来ね」と歌われ三野連某の無事の帰国を祈る歌であり、その無事が保証される行為として「幣取り向く」が歌われている。その「幣取り向く」場所として、「對馬の渡りの海中」が歌われているのである。このように、對馬の地は、遣唐使として渡唐する際に想起され歌われる地であったと言ふことができよう。

朝鮮半島に渡る一步手前、そこが日本の版図の最果ての地、そうした認識が「對馬」には付与されていたと言えるのではないだろうか。この点、鴻巣盛廣氏『萬葉集全注 第二冊』<sup>18</sup>が、「對馬」の結石山について、對馬の「北島の北部にある山」であると述べた上で、

ともかく当時にあつては、我が領土の限極と考へられたところである。

と述べていたのが的を射ていると言えよう。まさに、「我が領土の限極」、日本の版図の最果ての地という認識が、「対馬」には付与されていたと言えよう。

なお、東野治之氏「ありねよし 対馬の渡り―古代の対外交流における五島列島」<sup>19)</sup>は、前掲『万葉集』巻16・三八六〇〜三八六九番歌左注の「於是荒雄許諾遂從彼事」自「肥前松浦縣美祿良久埼」發「船直射對馬渡海」の記述を踏まえ、

荒雄らが乗りくんだ対馬向けの船は、大宰府をたつて一旦五島列島にむかい、福江島西北端の美祿良久の埼から対馬に渡ろうとしたのである。

と述べたうえで、

朝鮮・対馬への恒常的ルートとして、五島経由のコースがあったとなれば、春日藏首老の餞別歌に「対馬のわたり」が詠みこまれているのは何ら異とするに及ばなくなる。五島列島は対馬への渡航点であり、そこが「対馬のわたり」ともよばれていたとみて不自然ではないであろう。五島列島は、北路・南路双方の起点という性格を備えていた。即ち大宝の遣唐使は、五島列島から華中を指す南路をとったのであり、北路の可能性を考慮する必要はなくなるといふべきである。

と述べている。なお、森公章氏前掲論文も、右の東野治之論文を引用したうえで、「対馬乃渡」、即ち五島列島的美禰良久の埼から東シナ海を横断したものと考えられる。<sup>20)</sup>

と述べている。東野治之氏や森公章氏が推定する航路の場合でも、対馬が朝鮮半島へ向かう経路のきわめて重要な地であり、歌われるべき地として認定されていたことの裏付けとなる。

朝鮮半島に渡る一步手前、そこが日本の版図の最果ての地、そうした認識が「対馬」には付与されていたと言えよう。こうした要素を強く見出すことができるのが、まだ残っている「対馬」の用例、

到對馬嶋淺茅浦 泊泊之時不<sub>レ</sub>得 順風 經停五箇日於<sub>レ</sub>是瞻 望物華 各陳<sub>レ</sub>勳心

作歌三首 (15・三六九七題詞)

百船の 泊つる對馬(つしま)の 淺茅山 しぐれの雨に もみたひにけり (15・三六九七)

が含まれている、いわゆる「遣新羅使歌群」のありようである。

伊藤博氏「萬葉集釈注」<sup>21)</sup>は、三六〇二〜三六一一番歌についての条で、以降の「遣新羅使歌群」の展開を概観して、

当面一〇首の古歌群のあとには、備後と安芸との国境、長井の浦(広島県三原市)以降の往路の歌一〇六首(三三二二〜三七二七)と帰路播磨家島での歌五首(三七一八〜三三二二)とを並べる。その往路の一〇六首は、「備後」→「安芸」→「周防」→「豊前」→「筑前」→「肥前」→「壱岐」→「対馬」と、経て行った山陽道・西海道諸国のすべての国での歌を、その国々の名を最初の題詞に掲げながら記している。

と述べているが、これは大きな参考となる。つまり、対馬を最後に往路の歌は途切れることが明瞭である。ここには、最果ての地としての認識がある、と言えよう。その対馬の竹敷浦にての歌群十八首(三七〇〇〜三七二七)を最後にして、後は、三七一八番歌の題詞で、

廻<sub>レ</sub>来筑紫 海路入<sub>レ</sub>京到 播磨國家嶋之時作歌五首

と記され、帰路の播磨國家島での歌となるのである。こうした歌群の配列にも、対馬の地が最果ての地であり、日本の版図の最果ての地である認識が存在したことを見出せよう。

「対馬」の用例は、『万葉集』の用例の他、『続日本紀』に多数ある。そのいくつかを参照しよう。『続日本紀』(天平宝字三年三月条)には、

庚寅(二十四日)、大宰府言、府官所<sub>レ</sub>見、方有<sub>レ</sub>不安者四。扼<sub>レ</sub>警固式、於<sub>レ</sub>博多大津及<sub>レ</sub>壱伎・対馬等要害之処、可<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>船一百隻以上、以<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>不虞。而今無<sub>レ</sub>船可<sub>レ</sub>用。交<sub>レ</sub>關<sub>レ</sub>機要。不<sub>レ</sub>安一也。……

とある。「要害之処」との位置づけがなされている。

また、『続日本紀』(宝龜八年正月条)には、

癸酉(二十日)、遣<sub>レ</sub>使、問<sub>レ</sub>渤海使史都蒙等<sub>レ</sub>曰、去<sub>レ</sub>宝龜四年、烏須弗<sub>レ</sub>本蕃<sub>レ</sub>日、太政官<sub>レ</sub>处分、渤海入<sub>レ</sub>朝使、自<sub>レ</sub>今以後、宜<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>古例<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>大宰府。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>北路<sub>レ</sub>来。而今違<sub>レ</sub>此約束。其事如何。対曰、烏須弗<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>之日、実承<sub>レ</sub>此旨。由<sub>レ</sub>是、都蒙等<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>弊邑<sub>レ</sub>南海府吐号浦、西指<sub>レ</sub>対馬嶋竹室之津。而海中遭<sub>レ</sub>風、着<sub>レ</sub>此禁境。失<sub>レ</sub>約之罪、更無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>避。

とある。渤海国からの使者史都蒙たちは前年宝龜七年の十二月二十二日に北陸に漂着し、越前国加賀郡に安置されていた。その史都蒙のもとへ奈良の都から使いが派遣され、「渤海からの使者は北陸に来航せず、大宰府に向かうよう命じた」（新日本文学大系版『続日本紀』の下段注）宝龜四年六月の太政官処分について述べている。どうしてか。という詰問がなされたのである。詰問された渤海国からの使者史都蒙は自国の「南海府吐号浦」より出航して、西の方「対馬嶋竹室之津」を目指した。しかし、海上で風に遭って北陸に漂着したのだと答えている。この答えが、いま重要である。自国を出航して、まず、対馬を目指したのだ。渤海国という外国から日本にやって来て大宰府を目指す時の、まずは目指すべき地が対馬であることを、この記事は証している。外国から日本にやって来た場合、その日本に出くわす周縁部・最前線が対馬だということになる。そしてこれは、裏返せば、対馬が日本の版図の最果ての地であることの証左ともなる。

さて、ここまで、「対馬」が喚起する意味について論じてきた。ここで、先ほど、「日本琴」の用例を見たとき、後述すると断っておいた「日本」の表記について考えよう。

「日本」という表記は、例えば、

阿倍の鳥 鶉の住む磯に 寄する波 間なくこのころ 日本（やまと）し思ほゆ  
（3・三五九）

鳥伝ひ 敏馬の崎を 漕ぎ廻れば 日本（やまと）恋しく 鶴さはに鳴く（3・三八九）

のように、現在の奈良県であるところの大和国を表す例もある。しかし、周知のよ

うに、「日本」という表記には、

山上臣憶良在<sup>二</sup>大唐<sup>一</sup>時憶<sup>二</sup>本郷<sup>一</sup>作歌  
いざ子ども 早く日本（やまと）へ 大伴の 三津の浜松 待ち恋ひぬらむ（1・六三）

の例もある。これは、先に見た六二番歌と同じ大宝度の遣唐使の一員として唐の国に在った山上憶良が歌った歌である。この「日本」は、日本国を表していることが明瞭だ。また、これも周知の例であるが、いわゆる「日本挽歌」の題詞、

日本挽歌一首（5・七九四題詞）

も、その前に置かれた漢文と漢詩によって亡妻への哀悼の念が述べられているのに対し、日本の和歌によって亡妻哀悼の念を形にしようとしたことが明瞭である。この「日本」は日本という国を意識しての用例である。

大宰府の大伴旅人から都の藤原房前に送られ贈られたのは、桐で作られた「日本琴」であった。前掲小島憲之氏「大伴淡等謹状」が指摘するように、「書状につけて物品を送附したり献上したりする場合には、その物品をまづ最初に挙げるのが一般であった。そこに、

梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝

と記されていたのである。「梧桐日本琴一面」だけであれば、それは桐で出来た日本風の琴の意味しか生じないが、その「梧桐日本琴一面」の下に「對馬結石山孫枝」と注されることで、「對馬」の持つ「日本の版図の最果ての地」という意味要素と、「日本」という表記とが、新たな接点を切り結ぶこととなる。つまり、日本琴を都の藤原房前に贈る時、「この琴が日本の版図の最果ての地で産した桐から作ったものだ。」とすることのおもしろさ、趣向がここにあるのである。

### 三 〈趣向〉を支える漢籍の引用―出典論を超えて―

右に、この書簡の冒頭の、「梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝」に盛り込まれている趣向について分析したが、この作品内には、右の趣向を支えていると目される箇所がある。その箇所の考察を付け加えたい。

当該作品における『文選』琴賦の影響を最初に説いたのは、契沖『萬葉代匠記』（初稿本）である。契沖は、

琴賦云。日晞<sup>二</sup>幹於九陽<sup>一</sup>。又云。惟椅梧之所<sup>レ</sup>生兮託<sup>二</sup>峻嶽之崇岡<sup>一</sup>。……含<sup>二</sup>天地之醇和<sup>一</sup>兮吸<sup>二</sup>日月之休光<sup>一</sup>。休善也。

と指摘した。これを受けて、前掲古沢未知男氏「淡等謹状（万葉）と琴賦（文選）」は、当該作品の表現と『文選』巻第十八の「琴賦」の表現とを緻密に比較する。その緻密さは、

謹状冒頭の「梧桐」は琴賦「椅梧」とあり、「孫枝」は琴賦第五項に「斲孫枝」とあるに基づく。次いで第一・二項「託根遥嶋之崇巒、晞幹九陽之休光」とあるのは明かに琴賦本文の冒頭「託峻嶽之崇岡」「吸日月之休光」「晞幹於九陽」とあるのを摘出継ぎ合はせて成つたものである。(圏点の「」)、「すべて古沢氏」というごときである。

ところで、こうした出典論において学ぶべき点も多いのだが、しかし、右のような出典論では完全に欠落してしまう点があることも自覚的でなくてはならないだろう。つまり、欠落してしまうのは、もとの『文選』「琴賦」の表現を変えている部分への目配りである。また、その目配りによつてもたらされる新たな発見も欠落してしまうことになる。

すなわち、当該作品では、

託根遥嶋之崇巒

となつている。『文選』「琴賦」の「峻嶽」という表現が、当該作品では「遥嶋」という表現に置き換えられているのである。この箇所への分析が必要である。

『文選』が官人にとつて必読の書であることは明らかである<sup>(22)</sup>。そして、この必読書『文選』をめぐる交流は李善注をも介在させて行われていた深いものであったことが、すでに小島憲之氏「出典の問題」<sup>(23)</sup>によつて指摘されている。小島氏論文は、琴賦李善注に「史記曰、龍門有桐樹、高百尺、無枝堪為琴」とあることを指摘し、

この房前の書翰は、旅人より梧桐の琴を贈られた礼状であつて、知遇を辱くすると云ふ普通一般の意味の龍門の恩は、ここでは更に具体的に龍門の桐(琴をさす)を辱くした恩、即ち琴を贈つてもらつた恩をも含むものと解すべきであり、「龍門之恩」の下には龍門の桐をもふまへてみるものとすべきである。旅人の書翰が文選琴賦を参考にしてゐることは、同時に相手の房前もこれを熟知してゐた筈であり、その結果が琴賦などにみえる龍門の桐となり、また「龍門之恩」ともなつたのである。

と述べている。『文選』の「琴賦」を踏まえる大伴旅人、そして、その文学的営為

を十分に理解し同じ箇所『文選』李善注を利用して応える藤原房前、このような二人の間の、文学理解に支えられての交流があるのである。

『文選』およびその李善注を共通のコードとした、二人の間の文学理解に支えられての交流、これをふまえたうえで、もう一度、「託根遥嶋之崇巒」を見てみよう。娘子の発話の中にこの「遥嶋」つまり「遙か彼方の島」は現れるのだが、この「遥嶋」は、前節で見た「対馬」と見事に対応する。岸本由豆流『万葉集攷証』が早くに、

遥島は、対馬をいひて、はるかなる島といふ也。

と指摘していたごとくである。

しかし、これだけの指摘だけでは足りない。日本の中の「遥嶋」という相乗効果をここでは考えるべきであろう。つまり、日本の中の「遥嶋」として、考えられる日本の版図の中の「遥嶋」として、「対馬」はあるのである。もちろん、すでに見たように、琴が夢の中で娘子に化けて語つたなど虚構に過ぎない。しかし、日本の版図の北西の最果ての地からもたらされたのだという点で、リアリティが増すことになる。虚構でありながらも、リアリティがある。ここに、趣向の盛り上がり布置されているのだ。そして、琴を贈られた藤原房前の興味をいっそう掻き立てるような趣向となり得ているのである。

#### 四 まとめ

本稿は、「梧桐日本琴一面」の下に「對馬結石山孫枝」と注されることで、「対馬」の持つ「日本の版図の最果ての地」という意味要素と、「日本」という表記とが、新たな接点を切り結ぶこととなる点を指摘した。つまり、日本琴を都の藤原房前に贈る時、「この琴が日本の版図の最果ての地で産した桐から作つたものだ。」とするこのおもしろさ、趣向があつたのである。そして、『文選』「琴賦」からの引用において、「峻嶽」という表現を「遥嶋」と置き換えることが、右の手法を支えていることを説いた。

『万葉集』巻五には、大伴旅人が都の某氏に送つた書簡および八〇六・八〇七番



歌と、都の某氏が旅人に答えて送った八〇八・八〇九番歌からなる歌群がある。ここでは、『史記』、『漢書』、李善注を含めた『文選』、『芸文類聚』における共通のコードを媒介としての文学的交流を見出せる（詳しくは、廣川晶輝「大伴旅人「歌詞両首」について」<sup>24)</sup>を参照願いたい）。端的に言えば、「西極」が「龍馬・天馬」を産するといふ共通コードによって、都から遠く離れた大宰府を日本の版図の「西極」と見立て、都と大宰府の間の距離を、作品を形作る〈距離〉として作品の中に定位したのである。

大伴旅人によるそうした文学的営為を当該作品の横に置いて見る時、大宰府という地にあることを、いわば地の利として利用し、〈趣向〉にまで昇華させている当該作品の要素を見出せよう。このように述べて、まとめとしたい。

注

- (1) 閲覧可能な写本は複製本を参照し、閲覧不可能な写本は『校本万葉集』を用い、本文校訂を施した。当該歌の書き下しは、新編日本古典文学全集版『萬葉集』に拠り、適宜私に改めた箇所もある。
- (2) 武田祐吉氏『万葉集全註釈』（一九四九年、改造社）は、「転任運動」の可能性を示唆し、高崎正秀氏「大伴旅人」（『日本歌人講座 一』、一九六一年七月、弘文堂）は「帰京転任を望む意」を指摘し、また、高木市之助氏「大伴旅人・山上憶良」（『日本詩人選 4、一九七二年六月、筑摩書房』）も「藤原一家の代表的人物」に「遙々日本琴を贈った真意もはば察せられる」と述べている。これらに対し、原田貞義氏「旅人と房前―倭琴献呈の意趣とその史的背景―」（『読み歌の成立 大伴旅人と山上憶良』、二〇〇一年五月、翰林書房。初出、一九八〇年六月）は、「政事万般を、藤原氏対長屋王派、或いは新進官僚貴族対皇親を中核とする旧氏族、などといった単純二元論で説くのは極めて危険である」と指摘し、房前が「むしろ旅人と同様、長屋王の側に属する人物であった」と述べ、この贈答を「互いに後盾を失った者同士の間難なる遊び」と認定する。梶川信行氏「日本琴の周辺―大伴旅人序説―」（『美夫君志』三三二号、一九八六年四月）も、「日本琴は、長屋王の変の首謀者であり、事実上の首班にのし上がった武智麻呂に贈られたのではなく、聖武天皇に干されてしまった房前に贈られている」ことを重視し、前掲の「転任運動」説を批判している。村山出氏「大伴淡等謹状―旅人と房前の接点―」（『青木生子博士頌寿記念論集 上代文学の諸相』、一九九三年二月、塙書房）は、旅人書簡の宛名が「中衛高明閣下」となっている点に着目する。そして、「内臣にして参議中衛大将、中務卿という宮内内奥における令外の政治・兵事の実権も握り、宮門警護を伝統とする大伴

氏の上に立っている実力者房前にこそ、旅人は議政官としても大伴氏の棟梁としても誼を通じなければならなかった」と指摘する。

- (3) 古沢未知男氏「淡等謹状（万葉）と琴賦（文選）」（『国語と国文学』一九五九年五月号）
- (4) 小島憲之氏「遊仙窟の投げた影」（『上代日本文学与中国文学―出典論を中心とする比較文学的考察―』、一九六四年三月、塙書房）
- (5) 伊藤博氏『萬葉集注 三』（一九九六年五月、集英社）
- (6) 金子元臣氏『萬葉集評釈 第三冊』（一九四〇年一月、明治書院）
- (7) 小島憲之氏・木下正俊氏・佐竹昭広氏、日本古典文学全集版『万葉集 二』（一九七二年五月、小学館）
- (8) 小島憲之氏「大伴淡等謹状」（『萬葉』七四号、一九七〇年一〇月）
- (9) 橋本四郎氏「幫間歌人佐伯赤麻呂と娘子の歌」（『橋本四郎論文集 万葉集編』、一九八六年二月、角川書店。初出、「幫間歌人 佐伯赤麻呂」、一九七四年一月）
- (10) 『万葉集』の用例の引用は、新編日本古典文学全集版『萬葉集』に拠り、適宜私に改めた箇所もある。
- (11) 「懐風藻」の引用は、日本古典文学大系版『懐風藻 文華秀麗集 本朝文粹』（一九六四年六月、岩波書店）に拠り、返り点を付した。
- (12) 『続日本紀』の引用は、新編日本古典文学大系版『続日本紀』に拠る。なお、日にちを（一）内に入れて、便宜的に補った。
- (13) 森公章氏「大宝度の遣唐使とその意義」（『遣唐使と古代日本の対外政策』、二〇〇八年一月、吉川弘文館。初出、二〇〇五年四月）
- (14) 森克己氏『遣唐使 増補版』（一九六六年一月、至文堂。初版は一九五五年一〇月）注（一）に同じ。
- (15) 伊藤博氏『万葉集全注 卷第一』（一九八三年九月、有斐閣）
- (16) 小島憲之氏・木下正俊氏・佐竹昭広氏、日本古典文学全集版『万葉集 一』（一九七一年一月）。ただし、この一九七一年一月初版には、「作者岡麻呂」という誤記があるため、訂正された後の、一九八六年九月の第十七版より引用しておいた。
- (17) 鴻巣盛廣氏『萬葉集全釈 第二冊』（一九三一年一〇月、大倉廣文堂）
- (18) 東野治之氏「ありねよし 対馬の渡り―古代の対外交流における五島列島―」（『続日本紀の時代』、一九九四年二月、塙書房）
- (19) 東野治之氏の近著『遣唐使』（二〇〇七年一月、岩波新書）は、青木和夫氏「奈良の都」（日本の歴史 三、一九六五年四月、中央公論社）が早くに南島路の存在を否定していたことを紹介し、また、杉山宏氏「遣唐使船の航路について」（『日本海事史の諸問題 対外関係編』、一九九五年五月、文献出版）を紹介したうえで、南島路の存在を否定している。

- (21) 伊藤博氏『萬葉集釈注 八』(一九九八年一月、集英社)
- (22) 芳賀紀雄氏「典籍受容の諸問題」(『萬葉集における中國文學の受容』、二〇〇三年一〇月、塙書房。初出、『萬葉集比較文學事典』、一九九三年八月)では、『養老令』「選叙令」(29秀才進士条)の「進士取<sub>下</sub>明<sub>上</sub>閑<sub>二</sub>時務<sub>一</sub>、并<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>文選爾雅<sub>一</sub>者<sub>上</sub>」(傍線、廣川)という記述が引用され、「考課令」(72進士条)には「文選」の「實際の試験方法が規定されている」ことが紹介されている。
- (23) 小島憲之氏「出典の問題」(『上代日本文学と中国文学 上——出典論を中心とする比較文学的考察』、一九六二年九月、塙書房)
- (24) 廣川晶輝「大伴旅人「歌詞兩首」について」(『国語国文研究』一三六号、二〇〇九年七月)

## 〔附記〕

本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)「幕誌の表現分析に基づく日中文化交流の基礎的研究」(研究課題番号:2520214)交付による成果に基づく。